

2年度 公文書開示（8月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
1	R2. 6. 5	R2. 8. 3	東京辰巳国際水泳場指定管理者審査提案書類（事業計画書）	70	1														事業者の内部管理に属する情報であり、公にすることにより、当該事業者の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため。	オリンピック・パラリンピック準備局スポーツ推進部調整課
2	R2. 7. 20	R2. 8. 6	有明アリーナ（仮称）（27）新築工事に係る工事のDB発注図工事特記仕様書及び読み替え規定	243	1															オリンピック・パラリンピック準備局大会施設部調整課
3	R2. 7. 29	R2. 8. 11	・オリンピックアクアティクスセンター（仮称）（27）新築工事に係る工事設計内訳書の総括表及び空調設備工事の内訳書 ・有明アリーナ（仮称）（27）新築工事に係る工事設計内訳書の総括表及び空調設備工事の内訳書	66	1															オリンピック・パラリンピック準備局大会施設部施設整備第一課
4	R2. 6. 12	R2. 8. 14	・旅行命令簿 ・内国旅費請求内訳書兼領収書 ・知事の東京2020オリンピック・パラリンピックフラッグツアー（兵庫県）への出席に伴う旅費の支払いについて（概算払い）	13	1															オリンピック・パラリンピック準備局計画推進部事業推進課
5	R2. 6. 12	R2. 8. 14	・領収書 ・知事の鹿児島訪問及び東京2020オリンピック・パラリンピックフラッグツアーへの出席に伴う旅費の支出について（概算払い） ・知事の沖縄訪問及び東京2020オリンピック・パラリンピックフラッグツアーへの出席に伴う旅費の支出について（概算払い）	18	1						1		1						(2号)個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当するため。 (4号)公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため。	オリンピック・パラリンピック準備局計画推進部事業推進課
6	R2. 6. 19	R2. 8. 18	・「東京2020パラリンピックに向けた気運醸成及び感染促進」に関する動画編集業務委託 ・委託契約書 ・委託完了届	61	1						1		1		1				(2号)個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当するため。 (4号)公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため。 (6号)公にすることにより、予定価格等が推察され、今後の都の入札・契約事務等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	オリンピック・パラリンピック準備局パラリンピック部調整課

2年度 公文書開示（8月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
7	R2. 6. 21	R2. 8. 18	3月24日の都議会における大山とも子都議の質問に対し、都知事および理事者の答弁のために用意された、 ①レクの資料およびレクの原稿ならびにレク時の質疑応答メモ等の記録、 ②答弁原稿、 ③想定問答集、 ④その他答弁のために準備した文書、 に該当する一切の文書。	-			1	1										(5号) 答弁案は、議場における執行機関の発言に資するために作成されるものであり、都内部における審議、検討過程の未確定な情報である。 未確定な情報である本件文書の内容が公になることにより、今後、東京都内部等における率直な意見交換若しくは意思決定の中立性を損なうおそれ又は検討段階の情報が都の公式見解若しくは事実と誤解され、都民の間に混乱を生じさせるおそれがある。 (6号) 未確定な情報である本件文書の内容が公になることにより、検討段階の情報が都の公式見解または事実と誤解されるおそれがあり、その結果、本件文書の内容に係る関係局の各事業について、今後の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。 また、本件文書が公になることにより、信頼関係に基づいて質問に関する情報を提供した議員及び委員からの実施機関に対する信頼を損なうおそれがあり、その結果、答弁案の作成事務に支障が生じるほか、今後の都議会における質疑応答などの円滑な議事進行ができなくなるなど、議会運営事務に支障を及ぼすおそれがある。 (不存在) オリンピック・パラリンピック準備局では、請求に係る公文書を作成又は取得しておらず、存在しない。	オリンピック・パラリンピック準備局総務部総務課
8	R2. 8. 8	R2. 8. 19	晴海選手村整備 都による個人施行市街地再開発事業について	1	1													オリンピック・パラリンピック準備局総務部企画計理課	
9	R2. 6. 28	R2. 8. 21	・令和2年度選手村宿泊棟等の賃借料の継続支払いについて 2オ大ー第71号 ・契約締結請求書 30オ大ー第159号 ・建物の評価について（依頼） 30オ大ー第142号 ・調査報告書の提出について 30オ大ー第276号 ・晴海選手村法律相談等支援業務委託（単価契約）に係る支出額の決定について 28オ大ー第43号 ・晴海選手村税務相談等支援業務委託（単価契約）に係る支出額の決定について 28オ大ー第44号	21	1													オリンピック・パラリンピック準備局大会施設部施設整備第一課	
10	R2. 6. 28	R2. 8. 21	・選手村仕様の設計等に関する協定書締結に係る確認書 ・平成28年度晴海選手村アドバイザー業務委託契約書 ・平成28年度晴海選手村アドバイザー業務委託報告書 ・晴海選手村における特定施設建築物に係る建物賃料調査委託契約書 ・晴海選手村における特定施設建築物に係る建物賃料調査委託調査報告書	345		1					1	1		1				(3号) IOCと開催都市との間で守秘義務が設定されているテクニカルマニュアル（開催都市契約大会運営要件を除く）に係る情報であり、公にすることにより、IOCの事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 (4号) 選手村セキュリティに係る情報であり、公にすることにより、テロ等の犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。 (6号) IOCと開催都市との間で守秘義務が設定されているテクニカルマニュアル（開催都市契約大会運営要件を除く）に係る情報であり、公にすることにより、IOCとの信頼関係を著しく損ない、今後の情報提供が得られなくなる等、東京2020大会に係る都の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	オリンピック・パラリンピック準備局大会施設部施設整備第一課